

平成28年2月定例会 地方創生・行財政改革特別委員会の概要

日時 平成28年 3月 8日(火) 開会 午前10時  
閉会 午前11時21分

場所 第3委員会室

出席委員 田村琢実委員長  
小川真一郎副委員長  
内沼博史委員、細田善則委員、星野光弘委員、新井一徳委員、長峰宏芳委員、  
野本陽一委員、井上将勝委員、高木真理委員、鈴木正人委員、権守幸男委員、  
柳下礼子委員

欠席委員 なし

説明者 [企画財政部]  
中原健一企画財政部長、小島康雄企画財政部副部長、土田保浩地域政策局長、  
北島通次企画総務課長、吉田雄一企画総務課政策幹、細野正計画調整課長、  
堀光敦史財政課長、山崎明弘改革推進課長、黒坂和実情報システム課長、  
竹中健司地域政策課長、徳重覚市町村課長  
[総務部]  
真砂和敏管財課長、市川善一統計課長  
[県民生活部]  
加藤繁共助社会づくり課長、和田公雄国際課副課長  
[産業労働部]  
家田忠産業支援課副課長  
[農林部]  
山崎達也農業政策課長、強瀬道男農業ビジネス支援課長  
[県土整備部]  
秋山栄一水辺再生課長

会議に付した事件

地方創生について  
行財政改革について

### 内沼委員

- 1 農地転用許可権限の委譲により、従来と比べてどのように変わるのか。
- 2 これまでと比べて許可手続はどのくらい迅速化されるのか。
- 3 これまでの市町村への権限移譲とどのように変わるのか。
- 4 市町村との意見交換等を行っているのか。
- 5 河川敷地の利活用については、取組実績としてバーベキュー場の開業とあるが、入間川や高麗川に多くある民間のバーベキュー場との違いは何か。

### 農業政策課長

- 1 現在の農地転用の権限については、転用する面積により3つの区分がある。2ヘクタール以下は知事の権限、2ヘクタール超から4ヘクタール以下は知事の権限であるが国への協議が必要、4ヘクタール超については国の権限となっている。4月1日以降は、2ヘクタール超から4ヘクタール以下について、現行の2ヘクタール以下と同様となり、国への協議が不要となる。また、4ヘクタール超は知事の権限となるが国への協議が必要となる。
- 2 4ヘクタール超の農地転用許可は国の権限であったことから、標準的には国と県での事前審査でそれぞれ3週間、合計6週間を要したが、今後は県の権限となることから、国の事前審査の3週間が短縮されると見込んでいる。
- 3 現状では県の特例条例による移譲がある。法改正により、国が指定した市町村は県と同様の権限を行使できる制度となることから、市町村はどちらかを選択できることとなる。
- 4 昨年、市町村との意見交換を行ったが、既に特例条例により2ヘクタール以下の権限の移譲を受けているさいたま市と草加市からは今のままでよいという意見をいただいている。今後は、そのほかの市町村も含め、条例による移譲や指定市町村制度による権限移譲についてよく説明し、市町村の意向を踏まえた上で権限移譲を進めていく。

### 水辺再生課長

- 5 民間のバーベキュー場は、河川敷地外の河川近傍地にある民間の土地で駐車場やバーベキュー施設を運営している。河川敷地の利活用の取組では、河川敷地内での利用をするものであり、河川敷地内で駐車場やバーベキュー施設ができる。

### 内沼委員

県は市町村への農地転用許可権限の移譲をどのように進めていくのか。

### 農業政策課長

指定市町村の制度と条例に基づく制度の2つがあるということをしっかりPRし、必要に応じて研修職員の受入れや県職員の派遣などの支援もあることを示しながら権限移譲を進めていきたい。

### 野本委員

河川敷地の利活用の取組は国管理の河川でも同様のことができるのか。

## 水辺再生課長

平成23年度に河川敷地の占用に係る制度の緩和措置がなされた。国管理河川についてもこの制度の適用は可能である。

## 高木委員

- 1 政府関係機関の地方移転について、国の対応方針では県内の対象機関をいずれも一部移転の検討としていることから、本体機能には何ら影響がないという感じを受ける。県の基本的な考え方もこれまでの対応も良いと思う。各機関の本体機能には何ら影響がないという受け止め方でよいのか。
- 2 共助の取組の拡大・強化の指標である認定及び指定NPO法人数については、目標の100法人までに最終年度に40法人を残している。NPO法人にとって認定や指定の基準は簡単に越えられるハードルではないと思うが、目標の達成は可能なのか。

## 計画調整課長

- 1 日本語国際センター、環境調査研修所及び自衛隊体育学校については、一部の研修や合宿の移転を検討するものであるため、本体が移転するものではないと考えている。理化学研究所については、基本的に本体機能に影響はないと思うが、文部科学省では、一部機能の移転により理化学研究所の総合力が失われる可能性があるとの見解を示している。しかしながら、本体機能の全部が移転するという事ではないことから、大きな影響はないと考えている。

## 共助社会づくり課長

- 2 認定及び指定NPO法人数は今年度末で累計60法人となる見込みである。このほか、認定、指定に向けて現在約20法人から相談を受けている状況である。認定、指定されると、税額控除などにより寄付金が集めやすくなるメリットがある。また、法人運営の個別指導や既に認定、指定を受けているNPO法人から実際に法人運営のノウハウを学ぶインターン研修も行っている。引き続き、きめ細かい支援に取り組み、認定・指定を目指す法人の拡大に向けて働き掛けていく。

## 柳下委員

- 1 政府関係機関の地方移転について、候補となっている環境調査研修所は、今まで県にどのようなメリットがあったのか。
- 2 高木委員の質疑に「大きな影響はないと考えている」と答弁したが、なぜ、特別委員会の議題として出してきたのか。
- 3 「県の基本的考え方」で、多額の費用を掛けて移転することが国全体としてプラスになるかについて十分な検討が必要としているが、本体の移転を念頭に多額の費用がかかるとしているのか。
- 4 政府関係機関の移転は、まち・ひと・しごと創生とは矛盾し、地域とのつながりを壊すことにつながるのではないのか。
- 5 知事部局の職員定数の適切な管理として、職員定数を増減なしにしたとのことだが、災害対応などの行政課題が増えていることについてどのように考えているのか。

## 計画調整課長

- 1 本県や県内市町村の職員が研修に行きやすく、そこでの研修を通じて資質の向上が図られ、環境行政の推進につながっているというメリットがある。また、本県が研修のフィールドになることで、本県の環境行政のPRにも寄与している。
- 2 大きな影響はないと考えているが、移転の具体的な内容は、3月に国で決定されることから、最後までしっかりと注視していかなければならないと考えており、この問題を軽んじることはできないと考えている。
- 3 基本的には本体が移転した場合を想定して多額の費用がかかるとしている。例えば、自衛隊体育学校は、全て移転すると100億円を超えるのではないかとされている。
- 4 全部が移転しなくても、地元自治体などにつながっている重要な部分を壊してしまうと地方創生に反することになると考えている。一部移転であっても地方創生に反することになるという危機感を持っている。

## 改革推進課長

- 5 職員定数を減らす場合には、市町村への権限移譲や、民間開放、事務事業の見直し、ITの活用などによる業務量の削減と連動させており、生み出した減員分を増員に充ててきた。引き続き、県民サービスを低下させることなく、災害対応にも留意して、効果的な組織体制を構築していきたい。

## 柳下委員

- 1 本体移転の費用を考えているということは、本体移転についても心配しないといけないということか。また、一部移転もかなりの影響があるということか。
- 2 定数を増やさない結果として職員の長期休職者が増えているのではないか。
- 3 知事は農林部の職員を半分に減らすというような方針を出した。TPP等で農業が大変な中であり、憤りを感じている。大規模な農業だけでなく中山間地の農業も含めて、農業改良普及員を増やして、しっかりと対応していくべきではないか。

## 計画調整課長

- 1 12月18日の国の対応方針では、4機関については一部移転とされていることから、本体の移転はないと考えている。一部移転とされているが、ボリュームや質が示されていないことから、しっかりと注視していかなければならないと考えている。

## 改革推進課長

- 2 精神疾患による長期休職者数は、平成25年度は60人、平成26年度は59人、少し遡って平成22年度は54人と、ほぼ横ばいになっている。メンタルヘルスの不調については、一般的に家庭内環境や職場環境など様々な要因で起こると言われており、定数との直接の関係はないと考えている。しかし、メンタルヘルス不調者が増加することは組織として大きなマイナスであることから、しっかりと対応していきたい。
- 3 農林部の職員を減らしていくという方針ではない。毎年度の行政需要や事務量を各部署と意見交換して定数管理をしている。増やすべきだとの意見を頂いたが、少子高齢化による社会保障費の増大など厳しい財政状況を踏まえると、定数を増やしていくことは難しいと考えている。今後も、必要な増員分は、事務事業の見直しなどにより生み出した減員分で賅っていく努力をしていきたい。

## 星野委員

- 1 理化学研究所の移転について、文部科学省の見解が示されたが、それぞれの機関に対して意向を確認したのか。
- 2 農業の6次産業化等の支援の取組実績である年間売上額2.1億円の重点支援対象者と、経営ビジョンを策定した52件は別の対象者と考えてよいのか。この52件の農業者をしっかりと育てて欲しいが、県として目標収入額は設定しているのか。また、どのように育てていくのか。
- 3 臨時財政対策債を含めた県民一人当たりの県債残高はいくらか。また、臨時財政対策債が増加している状況における財政運営についてどのように考えているのか。

## 計画調整課長

- 1 先ほど示した国の見解は、それぞれの機関に意向を確認したものではなく、国の会議資料で示された省庁の考え方である。

日本語国際センターについては、東京圏以外で講師を集めることができるのか、さいたま市から無償で借りている土地を現状回復し、新たなところに建物を建てるのは多額の費用がかかるのではないかという見解が示されている。

理化学研究所については、必要な研究者を質・量ともに確保できるのか、理化学研究所の総合力を損ねることになるのではないか等、国際競争から脱落する懸念があるとの見解が示されている。

環境調査研修所については、全国の研修生にとってアクセスが良く、講師も集めやすいところであり、移転によりこれらが損なわれるのではないかという見解が示されている。

自衛隊体育学校については、トップアスリートの育成のためにはナショナルトレーニングセンターや国立スポーツ科学センターとの連携が必要であり、移転により連携が損なわれるのではないか、同規模の施設を作ると100億円近くの多額の費用がかかるのではないかという見解が示されている。

## 農業ビジネス支援課長

- 2 重点支援対象者の一部には経営ビジョンを策定している人もいるが、対象者は同じではない。目標収入額については、例えば、重点支援対象者であっても畜産関係では売上額が多くなる傾向にあるが、果樹や野菜のジャム加工では100万円単位であるなど、取組により多様であるため、県としての目標額は設定していない。

平成26年度から経営ビジョンの策定を推進してきたが、平成28年度からは重点支援対象者には全て経営ビジョンを策定してもらうこととしている。農業者に経営ビジョンを作成してもらうことは、目指す方向や課題、目標を自ら整理することになり、また、支援に当たる普及指導員がそれを共有することで、個々の農業者に必要な支援が可能となると考えている。具体的には、普及指導員による個別支援に加えて、商品開発やデザインなどの専門家派遣や、食品加工業者や流通業者とのネットワーク化を図るなどの支援を実施し、経営体の育成を図っていきたい。

## 財政課長

- 3 臨時財政対策債を含めた平成28年度末の県民一人当たりの県債残高は、52.3万円となる見込みである。

臨時財政対策債が増加していることにより、県民一人当たりの県債残高も増加傾向に

ある。近隣の団体と協力して国への要望を続けてきた結果、臨時財政対策債の配分方法の見直しが行われた。これまで、臨時財政対策債は、本県のような財政力が高い団体に厚く配分されていたが、配分が緩和された。その結果、臨時財政対策債の比率が下がり、キャッシュとして交付される地方交付税の比率が増えるという改善がなされたところである。また、最近の景気回復により、国税全体が増えてきたこともあり、キャッシュとして地方交付税が多く交付される傾向にある。経済対策などにより、税収全体が伸びていくということが本筋であると考えている。また、臨時財政対策債に頼る制度はいびつであり、将来の負担という観点からも改善すべきと考えている。法定率の引上げや税源移譲により、地方交付税としてキャッシュで交付されることが本筋であると考えている。

#### 細田委員

- 1 庁内システムのマネジメントの推進として、28システムを開発評価したとあるが、県庁全体でいくつのシステムがあるのか。
- 2 開発評価はどのような内容の評価を実施しているのか。
- 3 評価は専門家などの第三者を交えているのか、それとも職員だけで実施しているのか。
- 4 評価によってどのような効果があったか。

#### 情報システム課長

- 1 現在、198システムが稼働している。毎年度約30件程度の開発や大規模な改修があり、それを開発評価の対象としている。
- 2 システムの企画から調達、開発、運用及び廃棄・再開発といったライフサイクルのフェーズごとに、品質、機能、セキュリティ、費用対効果など様々な観点から評価を実施している。
- 3 第三者として外部の専門家を評価に参加させている。
- 4 平成27年度は28件の開発評価を行ったところ、業務所管課の当初見積額である17億円を14.5億円に削減し、約16%の費用抑制効果が得られた。

#### 細田委員

開発評価は単にシステムが仕様書どおりにできているかを確認しているだけなのか。

#### 情報システム課長

システムが仕様書どおりにできているかを検査しているのではなく、システムそのものの必要性や費用対効果等について評価して、IT投資の適切さを判断している。

#### 野本委員

198システムは、各課がばらばらに開発しているように感じられるが、今後もそのような開発を続けていくのか。

#### 情報システム課長

現在、各課が個別に運用しているシステムを統合するための環境づくりを進めている。これにより、一層の効率化と費用対効果の向上が図られ、庁内システム全体の最適化が実現できる。

## 長峰委員

農地転用許可権限の委譲について、国の許可や協議が必要なもののうち、県の意向が通らずにうまくいかなかったこともあると思うがどうだったか。

## 農業政策課長

現在、国が許可権限を持っている面積の大きな案件は、事前審査が必要であるが、その前に事前相談という手続があり、その中で国と調整を図りながら進めている。不許可となり申請者に多大な迷惑を掛けることがないように慎重に事務を進めているところであり、今後とも国との連絡を密に取り慎重かつスピーディに事務処理を進めていきたい。

## 長峰委員

県が協議して国から難しいとの意向があったものについては、県に権限移譲されても何も変わらないのではないかと。

## 農業政策課長

立地基準などが法令で細かく定められており、権限移譲されても基準そのものが変わるわけではない。国との協議では基準に当てはめて難しいと判断されることもある。そのため、事前に相談した段階で基準上難しいという案件は、市町村等の意見を聞きながら代替案など含めて相談に乗っている。

## 野本委員

大規模案件は農振農用地であることが多いが、除外した分だけ編入するという基準はあるのか。

## 農業政策課長

基準としてあるわけでないが、優良農地の確保という観点から、農用地区域として編入すべき区域についても併せて検討してもらっている。

## 井上委員

- 1 政府関係機関の地方移転で提案のあった7機関のうち3機関は具体的に検討していく提案から外れたという認識でよいのか。
- 2 組織全体の移転の検討とされている1機関は何か。また、どこが提案したのか。

## 計画調整課長

- 1 12月18日の国の対応方針では、日本全体で69機関のうち34機関について、今後、具体的に検討していくことが示された。この中に資料にある本県の4機関が含まれており、残りの3機関については検討から外れることになった。
- 2 東京都新宿区にある国立健康・栄養研究所であり、大阪府が提案している。